

「6千万円」の不足が見込まれる中、加入者の皆様にどの程度ご負担していただくかについては、相当な時間をかけて議論してきましたが、4千万円程度課税額が増える税率で提案しています（平成24年度の所得などを基礎として試算）。残る2千万円については、より一層の医療費の削減や未納税の解消などで補っていきたいと考えています。

**新税率(案)による試算**

左の表4「一世帯当たり課税額」は、平成24年6月現在に加入されていた方の所得及び資産税額などを用いて、新税率(案)による課税額を試算した結果です。平均で年間約2.6万円増加、最も増加する世帯で約13万円に達します。

増加額の分布を表わしたものが表5「一世帯当たり増加額の分布」となります。半数

以上(約52.4%)の世帯が増加額2万円以下、約2割(22%)の世帯が4万円以上増加する結果です。なお、「増加額0円」は既に限度額に達しており、これ以上課税できない世帯です。

**「ご自分で新税率(案)による課税額を計算してみましよう**

皆様の最も疑問な点は、「自分の世帯はいつたいいくら位になるのか?」ということだと思います。それでは、次頁の表を使って計算してみましよう。

お手元に「平成24年度国民健康保険税納税通知書」をご用意ください。(年金天引きされている方は、7月中旬にお送りした「国民健康保険税の年金天引き開始のお知らせ(平成24年度国民健康保険税特別徴収開始決定通知書)」をご用意ください。)

納税通知書の2頁目(年金天引きの方はお知らせの中段)に「算出基礎」と書かれた表を基に次頁の表に当てはめて計算してみてください。最終的に求められた額が「新税率による課税額」ですので、本年度に課税された額と比較してみてください。

②平成25年度の一年間(4月～3月)加入すると仮定して算出されます。よって、平成25年度の途中で脱退される見込みの方などは、加入月数に応じた誤差が生じます。また、平成24年度の途中で加入した方などは、加入月数に応じて減額されていますので、試算結果と本年度の課税額に大きな差が生じる場合があります。予めご承知おきください。

税務課へお問合わせいただければ、試算結果をお伝えすることもできます。

(表4) 一世帯当たり課税額

区分	現行税率	新税率(案)	増加額	増加割合
平均	135,212円	161,532円	+26,320円	19.5%
モデル世帯※1	188,200円	229,600円	+41,400円	22.0%
最大※2	605,000円	735,400円	+130,400円	21.6%

※1 夫婦二人(ともに40歳以上65歳未満)で介護納付金が課税される固定資産税も課税されている世帯で、課税所得が安平町加入者の概ね平均額である世帯  
「課税所得(二人計):988,393円、固定資産税額:44,200円」  
※2 夫婦二人(ともに40歳以上65歳未満)で介護納付金が課税され、その他に子どもが一人加入し、固定資産税額は課税されていない世帯  
「課税所得(三人計):7,459,772円、固定資産税額:0円」  
課税所得とは:「所得(収入-必要経費)-基礎控除33万円」となり、所得割計算の基礎となるもの。所得33万円以下の方は、所得割は課税されません。

(表5) 一世帯当たり増加額の分布 (H24.6現在)

増加額	世帯数	増加額	世帯数
0円	6件	60,100～70,000円	39件
100～5,000円	403件	70,100～80,000円	33件
5,100～10,000円	181件	80,100～90,000円	31件
10,100～20,000円	210件	90,100～100,000円	18件
20,100～30,000円	214件	100,100～110,000円	30件
30,100～40,000円	176件	110,100～120,000円	17件
40,100～50,000円	99件	120,100～130,000円	8件
50,100～60,000円	61件	130,100円以上	1件

H24.6現在の安平町国保加入世帯数 1,527件

**試算に関する注意事項**  
①平成24年度の所得や固定資産税額などを用いて計算します。よって、平成25年度の所

町ホームページには自動計算できる表(エクセルワークシート)を掲載していますので、ご活用ください。  
(<http://www.town.abira.lg.jp/>)